

平成24年度第9回定例会

八王子市教育委員会会議録

日	時	平成24年8月22日(水)	午前9時
場	所	八王子市役所 議会棟 4階	第3・第4委員会室

第9回定例会議事日程

1 日 時 平成24年8月22日（水）午前9時

2 場 所 八王子市役所 議会棟 4階 第3・第4委員会室

3 会議に付すべき事件

第22号議案 八王子市都市公園条例の一部を改正する条例の設定依頼について

4 報告事項

八王子市立学校長候補者募集の応募状況と今後のスケジュールについて（口頭）

（教育総務課）

その他報告

八王子市教育委員会

出席委員（5名）

委 員 長	（1 番）	小田原 榮
委 員	（2 番）	和 田 孝
委 員	（3 番）	川 上 剋 美
委 員	（4 番）	金 山 滋 美
教 育 長	（5 番）	坂 倉 仁

教育委員会事務局

教 育 長（再掲）	坂 倉 仁
学 校 教 育 部 長	野 村 みゆき
学校教育部指導担当部長	相 原 雄 三
教 育 総 務 課 長	布 袋 孝 一
学 校 教 育 部 主 幹 （企画調整担当）	平 塚 裕 之
施 設 整 備 課 長	加 藤 雅 己

学 事 課 長	海 野 千 細
学 校 教 育 部 主 幹 (保 健 給 食 担 当)	山 野 井 寛 之
指 導 課 長	廣 瀬 和 宏
指 導 課 統 括 指 導 主 事 (企 画 調 整 担 当)	所 夏 目
指 導 課 統 括 指 導 主 事 (教 育 施 策 担 当)	山 下 久 也
指 導 課 統 括 指 導 主 事 (教 育 セ ン タ ー 担 当)	山 本 武
指 導 課 先 任 指 導 主 事	木 下 雅 雄
生 涯 学 習 ス ポ ー ツ 部 長	榎 本 茂 保
生 涯 学 習 ス ポ ー ツ 部 参 事 (図 書 館 担 当)	穂 坂 敏 明
生 涯 学 習 ス ポ ー ツ 部 国 体 推 進 室 長	富 貴 澤 繁 幸
生 涯 学 習 総 務 課 長	宮 木 高 一
生 涯 学 習 ス ポ ー ツ 部 主 幹 (図 書 館 担 当)	遠 藤 辰 雄
生 涯 学 習 ス ポ ー ツ 部 主 幹 (図 書 館 担 当)	田 中 明 美
生 涯 学 習 ス ポ ー ツ 部 主 幹 (こ ど も 科 学 館 担 当)	牛 山 清 志
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	小 山 等
生 涯 学 習 ス ポ ー ツ 部 主 幹 (ス ポ ー ツ 施 設 担 当)	橋 本 徹
国 体 推 進 室 主 幹	高 橋 利 光
国 体 推 進 室 主 幹	岩 田 充
学 習 支 援 課 長	新 井 雅 人
文 化 財 課 長	田 島 巨 樹
ス ポ ー ツ 振 興 課 主 査	佐 取 久 満

事務局職員出席者

教 育 総 務 課 主 査	遠 藤 徹 也
教 育 総 務 課 主 任	池 田 晃 子
教 育 総 務 課 嘱 託 員	小 松 麻 紀 子

【午前9時00分開会】

○小田原委員長 大変お待たせいたしました。

本日の委員の出席は5名全員でありますので、本日の委員会は有効に成立いたしました。

これより平成24年度第9回定例会を開会いたします。

いつも申し上げていることですが、本市では、今年も夏季の省エネルギー対策といたしまして、より一層の電力の効率的な使用等に努める取り組みを行っているところです。

本定例会においても、出席者は軽装で、照明は一部消灯として実施いたしますので、御理解いただきますようお願いいたします。

日程に入ります前に、本日の会議録署名員の指名をいたします。

本日の会議録署名員は、2番、和田孝委員を指名いたします。

よろしくようお願いいたします。



○小田原委員長 それでは、日程に従って進行いたします。

第22号議案、八王子市都市公園条例の一部を改正する条例の設定依頼について、を議題に供します。

本案について、スポーツ振興課から説明願います。

○橋本生涯学習スポーツ部主幹 それでは、都市公園内の運動施設に広告を掲載するための条例改正案について、説明いたします。

詳細は、担当の佐取主査より説明いたします。

○佐取スポーツ振興課主査 八王子市都市公園条例の一部を改正する条例の設定について、市長への条例の設定依頼を行いたいと思いますので、改正点について説明いたします。

第3条において、公園内の運動施設への広告掲出を可能とする。

第6条において、広告を掲出しようとする者は、市長の承認を受ける必要がある。

なお、第7条及び別表において、広告に関する使用料について、1平米あたりの単価の上限額をそれぞれ規定しております。実際に条例設定後に広告物の募集、掲出など、運用を行う際は、規定・規則もしくは募集要項等により、掲出する広告の企画などを定めた上で募集等を行います。

予定している募集区画は、富士森公園陸上競技場内フェンスが、縦0・6メートル、横6メートルを1区画として、1区画あたり2万5,200円。富士森公園野球場外野

ラバーフェンスが、縦1メートル、横10メートルを1区画として、1区画あたり10万円。富士森公園野球場ファウルグラウンドのラバーフェンスが、縦1メートル、横10メートルを1区画として、1区画あたり7万円。上柚木公園陸上競技場フェンスが、縦1メートル、横8メートルを1区画として、1区画あたり8万円。上柚木公園野球場外野ラバーフェンスが、縦0.8メートル、横10メートルを1区画として、1区画あたり5万6,000円。上柚木公園野球場のファウルグラウンドラバーフェンスが、縦0.8メートル、横10メートルを1区画として、1区画あたり5万6,000円となっております。

○橋本生涯学習スポーツ部主幹 平米単価の考え方について、補足で説明いたします。

平米単価は、富士森公園野球場の外野ラバーフェンスを基準にして設定いたしました。また、この基準は、富士森公園の野球場に類似した国内施設の1区画あたりの平米単価を参考にしています。国内類似野球場の外野ラバーフェンスの相場は、大体7,000円から1万円となっておりますが、八王子市の場合、56万人の市民を抱えているので広告効果も高いと考え、平均的価格の中で最も高い1万円を基準といたしました。

ただし、この基準と比較して、若干見劣りするところについては、単価を7,000円に下げています。例えば、富士森公園の陸上競技場内のフェンスの場合、高さが60センチしかなく、それだけ広告の字が小さくなってしまうということになります。広告の効果を考えると、字が小さいということは減点ポイントになるということで、単価を下げてあります。

また、富士森公園の野球場の中で、内野のファウルゾーンの値段が安くなっていますが、これは外野が芝生席でなかなか観客が入らない傾向にあるということと、一塁側のスタンドからは三塁側しか見えない、三塁側からは一塁側しか見えないということが理由です。プロ野球のように外野にも大勢観客が入るのであれば、あえて割り落としをかける必要もないと思いますが、なかなかそういうわけにはまいりませんので、このように設定しています。

なお、上柚木公園陸上競技場のフェンスの場合、富士森公園の野球場同様、縦1メートルという設定ができることや、高さが2メートルで、高いところにも広告を掲げられるということを考えると、本来はもっと高い料金設定にしてもいいはずですが、メインスタンドとバックスタンドのうち、メインスタンドにいる観客にしか広告が見えないということを相殺して、富士森公園の野球場と同レベルに設定いたしました。

更に、上柚木公園の野球場のフェンスは80センチしかなく、富士森公園の陸上競技場と同じように、広告の文字が小さくなってしまうということで、価格を下げています。

説明は以上です。

○小田原委員長 スポーツ振興課からの説明が終わりました。本案につきまして、御質疑、御意見がございましたらお願いいたします。

○川上委員 どのくらいの方が広告の掲示を希望するのか、予測はついているのですか。

○橋本生涯学習スポーツ部主幹 現在のところは予測できておりません。

条例が議会を通った後、PR活動を行って、集客を目指したいと考えております。

○小田原委員長 近隣の立川市や府中市、昭島市の球場で、こういう広告掲示は行っているのですか。

○橋本生涯学習スポーツ部主幹 立川市、府中市、昭島市では、現在のところ行っていないと聞いております。

○小田原委員長 八王子市がやれば、同じようにするでしょうか。

でも、他市が今までやらなかったのには、何か理由があるはずですよ。

○橋本生涯学習スポーツ部主幹 他市がこれからどうするかですが、やはり、こちらの結果を見て考えるのではないかと推測しています。

また、今まで他市がやらなかった理由ですが、都市公園法の中で、都市公園内に広告を掲載することは、原則できないように書かれております。そのため、その部分を法制担当と調整して、八王子市の条例でできるように、条例改正を行う案にしたということでございます。

○小田原委員長 公共施設に民間の広告を掲示することの是非が、争点になるのだらうと思いますが、今回はあえて踏み切ってやっていくということで、私は、こういう流れは大いに結構だと思っています。

JRの車体広告や、全日空の機体に絵を描くことについても、いろいろ議論があったようですが、実際にやってみて効果は高かった、という話も聞いております。

まずはこれで進めてみて、価格が適当かどうかということは、その都度検証していけばいいのではないのでしょうか。

○川上委員 広告の内容について、どこか検討するところがあるのですか。

○橋本生涯学習スポーツ部主幹 条例の第6条の第2項で、管理上必要な条件を付すことができるかと規定しております。広告を募集する際は、「こういうものはだめです」という

条件を事前に示して、それから募集をかけることになります。

○川上委員 わかりました。

○小田原委員長 野球場や陸上競技場が教育委員会の管轄だから、あえて教育委員会が条件をチェックするということになるわけですか。

○橋本生涯学習スポーツ部主幹 条例自体は都市公園条例なので、本来は市長、ということになりますが、事務委任の中で、こちらで審査をした上で、掲載することになると考えております。

○小田原委員長 その他はいかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小田原委員長 それでは特にないようでございますので、お諮りいたします。

ただいま議題となっております第22号議案につきましては、提案のとおり、市長に条例の設定を依頼するというので、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小田原委員長 御異議ないものを認めます。

よって、第22号議案につきましては、そのように決定することにいたしました。

○小田原委員長 続いて、報告事項となります。

教育総務課から、報告願います。

○布袋教育総務課長 それでは、八王子市立学校長候補者募集の応募状況と今後のスケジュールについて、報告させていただきます。

8月1日号の広報、市のホームページ、新聞報道等を活用して、市立学校長候補者募集のPRを図ってまいりましたが、応募期間が平成24年8月1日から8月20日までということで、今週月曜日の8月20日をもって応募を締め切りました。

応募状況ですが、申し込み総数は48名、全員が男性で、年齢層は40代の方が14名、50代の方が34名でした。また、最年少は41歳、最高齢は57歳で、応募要件の中で、平成25年4月1日現在で58歳未満、という条件を付しておりましたので、この57歳の方が上限ということになります。また、今回の学校長候補者の場合、教員資格の有無等を問わず、となっておりますが、48名中、教員免許を所持している方が11名おりました。お住まいは八王子市内在住の方が16名、八王子市以外の都内在住の方が19名、他県在住の方が13名で、一番遠方の方は秋田県在住となっております。

今後の選考スケジュールですが、第一次選考と第二次選考に分けております。第一次選考は不登校問題についての課題レポートの点数を採点いたします。

なお、採点基準は、5項目の視点に分けて行います。まず、1つ目はテーマの把握で、正しくテーマを読み取っているか、2つ目は表現力で、主語と述語が合っているか、誤字脱字はないか、字数制限は守られているか、3つ目は、自分の主張の妥当性で、論理的、客観的であるかどうか、4つ目は具体性で、自分が学校長になった場合、どのような教育を行うつもりなのか、5つ目は、視野の広さ、柔軟性、協調性など、教職員としてのバランスはどうか、それぞれを判断します。この5項目を各10点満点とした上で、3の論旨、4の具体性、5の視野の広さについては、加点を行い、点数を2倍にします。つまり、1が10点、2が10点、3が20点、4が20点、5が20点で、合計80点満点になり、この8割以上の得点者をもって「合格」にしようと考えております。

選考委員会のメンバーは、委員長に指導担当部長、副委員長に学校教育部長、選考委員には、こども家庭部長、高齢者障害者担当部長、生涯学習スポーツ部管理職の図書館担当参事、中学校長会会長、小学校長会会長、それに民間から1名ということで、これは現在生涯学習審議会会長を務められている、三浦眞一氏にお願いしております。このように選考委員会は合計8名ですが、応募者が多かったため、選考委員だけで課題レポートを全部見ることは困難ということで、第一次選考は、私、教育総務課長と、現在療養休暇中の支援担当主幹を除いた、8名の学校教育部の課長級職員が採点を担当しております。なお、採点は、氏名、年齢、住所などはすべて伏した中で行っております。

第一次選考は、8月23日までに採点を終え、翌24日には合否にかかわらず、応募者全員に、結果を通知することにしております。

第二次選考の面接日程は、9月2日、日曜日を設定しております。本庁舎内の会議室を使用して行いますが、内容は、課題レポートや自己アピールに関してプレゼンテーションを行っていただき、その後、質疑応答ということで、時間は一人30分と考えております。そこで、候補者1名を決定後、9月5日開催の第10回教育定例会で議案として提出、正式に候補者として決定後、9月中旬に、東京都教育委員会へ推薦書類を提出する運びとなります。

報告は以上です。

○小田原委員長　教育総務課からの報告は終わりました。本件について、御質疑、御意見がございましたらお願いします。

- 金山委員 48名の方が応募して下さったということで、反響の大きさにびっくりしています。その分、市民の方の期待も大きいし、学校関係者の方の関心も高いのではないのでしょうか。厳正な審査を行うことはもちろんですが、皆さんの期待に応えられる方を選んでいただけるといいなと感じています。人数が多いので、選考も大変だろうと思いますが、よろしく願いいたします。
- 小田原委員長 その他はいかがですか。
- 和田委員 選考途中なので、まだ何とも申し上げられませんが、私も、48名というのは、非常に多いという印象を受けました。
- 募集に関するこちらのメッセージがきちんと伝わったからこそ、こんなに多くの方が応募されたのだと思いますので、審査にあたっては、具体性のある、実現可能な提案をされている方を、ぜひ選んでいただきたいと思います。
- 小田原委員長 今回の報告で、公開性、公明性などは示されたと思いますが、論文審査について、例えば、一編の論文を何人が見るとか、そこまで言うことができますか。
- 布袋教育総務課長 8名全員で見ます。
- 小田原委員長 そうすると、640点満点になるわけですか。
- 布袋教育総務課長 そうです。一人80点満点ですので、640点です。
- 小田原委員長 8人全員がすべての論文を見るということですね。
- 布袋教育総務課長 そうです。48名全員の分を見ます。
- 小田原委員長 そこで8割以上取った者が、二次選考に残るということですね。
- 得点の分布といったようなものというのは、公開できるのですか。
- 布袋教育総務課長 受験者側から開示請求があれば、御自身の点数のみ開示するというようになります。
- 小田原委員長 48人の得点分布がどうなっているか、そういう形での公開ならできるのではないかと思うのですが、そこまでは考えていませんか。
- 布袋教育総務課長 そこまでは公開の対象として考えておりません。
- 小田原委員長 そうですか。情報公開するのなら、そこまでやってもいいのではないのでしょうか。該当者が誰もいなければ「合格ゼロ」ということもあり得るわけで、民間というか教員系以外から校長を採用するにあたって、市民の皆様に対して、こういう観点で、こういうふうにして、こういう方を選んだのだと公開することは、金山委員や和田委員の要請に応えることにもなると思うので、できれば、それも考えてみてください。

○川上委員 論文の合格ラインを8割以上、とした根拠はどこにあるのですか。

○布袋教育総務課長 高いハードルを設けることによって、我々のメッセージを伝えたかったということです。8割以上というのはかなり厳しいかもしれませんが、48名から絞るといってもありますし、それだけ八王子市教育委員会の期待が大きいということを含めております。

○川上委員 上位何名ではなく8割以上にした、これは何が違うのでしょうか。

○布袋教育総務課長 面接日を1日しか設定していないので、上位から何名、という形も考えたのですが、やはり、できるだけ多くの方と会ってお話ししてみたい、ということで、合格基準点を設けました。しかし、それが20名、30名となった場合は、もう一回選考をしようと思っております。

○小田原委員長 それはだめでしょう。そういうことが心配なのです。後で操作されるのではないかと勘繰られるようなことはいけないと思いますよ。

今回の採点方法を、どういう観点で決めたかといったら、ハードルを高くしたから、ということですよ。だから10点満点ではなくて、80点満点になった、でも、論文や作文を見て、80点満点で点数をつけることは非常に難しいです。例えば、テーマ性について、20点なら20点と採点した場合、18点や16点とは、どこがどう違うのか、それを説明するのは非常に難しいと思うのです。

しかし、今回は、その高いハードルでやるということだと思いますので、もし、予想より少なくなっても無理に増やしたりせず、反対に多くなっても無理に絞ることなく、8割以上は8割以上できちんとやっていただきたいと思います。

他にはよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小田原委員長 それでは、教育総務課からの報告は以上ということです。

適切な方が選ばれて欲しいと思いますし、大いに期待しております。

他に、報告する事項等はございますか。

○田島文化財課長 これまでの定例会でも報告させていただきましたが、国史跡八王子城跡のガイダンス施設の完成に伴い、オープンの日程が決定しましたので、口頭で報告させていただきます。

オープニング式典の日時ですが、平成24年10月20日土曜日の午前11時から、1時間の予定で、八王子市元八王子町三丁目2664番地2のガイダンス施設内で行い

ます。

教育委員の皆様におかれましては、お忙しいこととは思いますが、ぜひ御出席いただけますよう、お願いいたします。なお、詳細は、9月上旬に通知させていただきます。

また、一般の利用開始は、式典終了後の正午からとする予定です。

報告は以上です。

○小田原委員長 文化財課からの報告ですが、式典は、10月20日午前11時からということでございます。

この件につきまして、何か御質疑、御意見はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小田原委員長 特にないようでございますので、委員の皆様は各自都合をつけていただき、式典への出席をよろしくお願いいたします。

他に、何か報告する事項等はございますか。

○野村学校教育部長 ございません。

○小田原委員長 委員の方から、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小田原委員長 では、特にないようでございますので、以上で本定例会の議事日程はすべて終了いたしました。

これもちまして、本定例会を終了いたします。

ありがとうございました。

【午前9時32分閉会】